

平成24年度遠野市一般会計補正予算（第3号）の要領

第46回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に伴い、平成24年度遠野市一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分しました。

1 補正予算額 24,313千円

歳入歳出にそれぞれ 24,313千円 を追加し、歳入歳出予算の総額を 20,706,533千円 とする。

（当初予算比較では、9.8%の増）

2 専決処分

(1) 専決処分の日

平成24年11月16日

(2) 専決処分の理由

第46回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に伴い、既定予算を補正する必要が生じたことにより、専決処分する。

3 専決処分した補正予算の内容

(1) 歳入について

14款	県支出金の増		23,300千円
	衆議院総選挙委託金	23,300千円	
17款	繰入金の増		1,013千円
	財政調整基金繰入金	1,013千円	

(2) 歳出について

2款	総務費の増		24,313千円
	衆議院総選挙費	24,313千円	